

豊田小 いじめ防止のための対応方針【組織的な対応を図ります】

(日常生活の中で)

- 家庭からの連絡帳で
 - 本人の訴えから
 - 他の職員から
 - 学童クラブ、コミュニティから
-
- 学年会
 - 教務会
 - 学童クラブとの連絡等

いじめの発見に向けて

- ケンカ、争いなど
- いたずら、悪口など
- 表情の変化 登校しぶり
- 友だち関係の変容

(定期的な調査から)

- なかよしアンケート
- Q-U 検査
- 教育相談
- 児童個別面談

いじめ事象の発見

(いじめはすべて重大事態として捉え、発覚後の児童・保護者に寄り添った早急な対応をめざす!)

外部との連携：市教委、あゆみステーション、スクールカウンセラー、児童相談所、警察署等

